

家畜衛生情報

飼養衛生管理基準(豚・いのしし)が改正されました

令和2年3月9日付けで飼養衛生管理基準(豚・いのしし)の改正が公布されました。改正後の飼養衛生管理基準は令和2年7月1日に施行されます。(一部の取組については猶予期間が設定されています。)

改正のポイント

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

https://www.maff.go.jp/i/syouan/douei/katiku_yobo/k_shivou/

1 家畜の所有者の責務を新設

- 家畜の所有者が本基準に規定された取組を確実に実施するよう義務化

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設

- 農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成 (施行：R3. 4～)

3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設

- 野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されいる地域を「大臣指定地域」に指定し必要な措置を追加

▶ 当日に他の畜産関係施設及び大臣指定地域に立ち入った者、並びに過去一週間以内の海外渡航者等は衛生管理区域に立ち入らせない

▶ 大臣指定地域で収穫された農作物等を飼料、敷料等に利用する場合は家畜保健衛生所の助言を求め指導に従う

▶ 大臣指定地域では畜舎ごとに専用の長靴と衣服を着用

▶ 大臣指定地域では畜舎間の家畜の移動において病原体の侵入防止できる畜舎間通路、洗浄・消毒済のケージ、リフトなどを用いる

4 衛生管理区域の考え方を明確化

- 衛生管理区域の境界を柵等で明確に区分、出入口の数を必要最低限とし、家畜、資材等の入出場の場所は可能な限りその境界に位置するよう設定

5 放牧制限の準備措置を新設

- 放牧の制限等があった場合に、家畜を飼養できる畜舎等の事前準備措置が必要 (施行：R3. 4～)

6 愛玩動物の飼養禁止を新設

- 衛生管理区域では、猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼育をしない

7 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設

- 野生いのししの生息地域に所在する農場では、防護柵等の設置が必要 (施行：R2. 7～)

8 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設

- 畜舎、飼料庫、堆肥舎等への防鳥ネット(目合2cm以下)等の設置が必要 (施行：R2. 7～)

9 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用での処理及び管理の方法を改正

- 肉類を含む食品残さを利用する際、攪拌しながら90℃・60分間以上又はこれと同等以上の加熱処理、加熱後の飼料が原材料と交差汚染しない措置が必要 (施行：R3. 4～)

10 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

- 衛生管理区域に車両を入れる場合に、当該農場専用のフロアマットの使用により交差汚染を防止する措置が必要

11 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設

12 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施を新設

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232